

第3 研究成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 環境研究に関する業務
 - (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進
 - (2) 環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進
 - (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進
 - (4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進
2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務
3. 気候変動適応に関する業務

第4 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組に関する事項
2. 業務の電子化に関する事項

第5 財務内容の改善に関する事項

第6 その他の業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の推進
2. 人事の最適化
3. 情報セキュリティ対策等の推進
4. 施設・設備の整備及び管理運用
5. 安全衛生管理の充実
6. 業務における環境配慮等

第3 1.(1)重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

【中長期目標・計画】(令和3年度～令和7年度)

推進戦略で提示されている重点的に取り組むべき課題に対応するため、8つの戦略的研究プログラム（気候変動・大気質、物質フロー革新、包括環境リスク、自然共生、脱炭素・持続社会、持続可能地域共創、災害環境、気候変動適応）を設定し、環境研究の中核機関として、従来の個別分野を超えた連携により、統合的に研究を推進するものとする。

【評価軸・指標ごとの評価】

- 課題に対して十分な取り組みが行われ、成果が得られているか

【評価指標】

- ・具体的な研究開発成果
- ・課題に対する取組の進捗・貢献状況
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価における評点 等

第3 1.(1)重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

【項目別評定】【A(A)】

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

〈年度評価のポイント〉

- ・外部評価委員会における総合評点の平均値は4.08(5段階評価)。

〈項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例〉

○気候変動・大気質研究プログラム(外部評価 4.40)

- ・大気CO₂ 濃度観測データから推定する逆解析システムにおいて、旧来手法と比較して約4倍の高解像度化を達成。今後の国際的な地球規模のCO₂吸収・放出量の常時モニタリングに貢献。
- ・首都圏3 力所における大気観測データを用いた逆解析において、ボトルネックとなっていた課題を見出すとともに、CO₂ 排出量の推計と排出インベントリが10%以内で一致。都市スケールでのCO₂排出量導出に成功。
- ・将来の世界平均降水量増加の予測について、67 の気候モデルによる気温と降水量のシミュレーションを観測と比較し、降水量変化予測の不確実性低減に世界で初めて成功。

○物質フロー革新プログラム (外部評価 4.27)

- ・セメント・コンクリート部門を対象に、2050 年カーボンニュートラル(CN)と整合的な物質フローの将来像を解明。
- ・POPs に関するストックホルム条約の廃絶対象物質に指定されている短鎖塩素化パラフィンを含む塩素化パラフィン(CP)の樹脂製品中含有実態を解明。
- ・熱分解バイオ炭の高機能化生成条件を特定。バイオマス燃焼灰中のカリウム分を触媒として利用し、CO₂のCOへの還元促進とバイオ炭の品質向上を可能とする手法を開発。

第3 1.(1)重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

【項目別評定】【A(A)】

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

○包括環境リスク研究プログラム(外部評価 3.80)

- ・毒素未知物質のスクリーニングや、毒性メカニズム解析のため、ヒト神経細胞(LUHMES)を用い、神経突起伸長を指標にした神経発達毒性のin vitro 評価系を構築。
- ・世界で製造される全ての化成品について、包括的な排出量推定とそれに紐づく排出係数推定手法の構築し、生態リスク指標の開発が進展。

○自然共生研究プログラム(外部評価 4.13)

- ・全国レベルでニホンミツバチ養蜂家および研究者のネットワークを構築し、コロニーの健康状態に関する情報等を各地より収集し、得られたデータを統合して農薬暴露とコロニーの健全性に関する総合的リスク評価システムを構築。世界的にも類を見ない大規模影響評価研究を実現。
- ・ヤンバルクイナを対象に、域内保全に関して、捕食者の検出、防除を進めるとともに、細胞を用いた感受性評価系を構築。

○脱炭素・持続社会研究プログラム(外部評価 4.20)

- ・既往研究では、農業・土地利用分野の脱炭素戦略により食料価格が高騰し、食料安全保障に及ぼす潜在的な悪影響が指摘されてきたが、3つの要因(①メタン・亜酸化窒素削減費用の増加、②バイオエネルギー作物の生産拡大、③大規模植林)が、脱炭素シナリオの下で農業市場および食料安全保障の状況をどの程度変化させるか解明。
- ・中国31省を対象とした運輸部門における長期的な脱炭素化への道筋と戦略について、開発した交通・エネルギー統合モデルを用いて、様々な低炭素政策の有効性と実現可能性を評価した結果、ASI分析フレームワークの下で低炭素交通政策パッケージを導入することで、2060年までに運輸部門におけるCO₂排出量をベースラインシナリオと比べて最大で81%削減可能であり、中国のカーボンニュートラル目標に大きく貢献できることが判明。

第3 1.(1)重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

【項目別評定】【A(A)】

＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

○持続可能地域共創研究プログラム(外部評価 3.60)

- ・五島市役所などと約2年間環境関連の課題についてヒヤリングを行い、国環研が支援可能な課題について整理。
- ・リサイクル困難な低品位廃棄物の焼却熱の大規模産業利用について、国内でのCO₂排出削減効果や経済性について、将来のエネルギー・システムの変化も踏まえて科学的に示した上で、実現に向けた産官学の連携体制を構築。一般廃棄物のかつてない規模での広域からの収集に向けて、周辺自治体とも議論を深化。
- ・全基礎自治体(1,741自治体)を対象に、2050年に、日本がカーボンニュートラルを達成するシナリオでの需要削減、燃料転換・効率改善、再エネ導入・系統電力脱炭素化の実施を想定してCO₂削減効果を評価し、9割を超える自治体が2013年比90%以上の削減率を達成できる可能性があり、特に97～99%削減の自治体が多いことが解明。また、削減率が低い自治体は、共通して化学工業や鉄鋼・非鉄・金属製品製造業等のシェアが高いという特徴を持つことを確認。

○災害環境研究プログラム(外部評価 3.93)

- ・溶融飛灰の減容化に向け、飛灰中の放射性Csをさらに濃縮するため、飛灰洗浄液からプルシアンブルー造粒体を用いたCsイオンの吸着選択性を評価し、飛灰中に多量に含まれるKイオンと安定Csイオンのモル濃度比を考慮して濃縮プロセスを考える必要があることを解明。
- ・原子力災害による避難指示がもたらした生物相変化をより明らかにするため、震災前後の野鳥の分布データからモデルを開発し、従来のモデルでは避難指示による効果を過大評価していることを明らかにするとともに、一部の種が避難指示の影響を受ける里地里山地域の指標種として適していることを解明。
- ・大規模災害発生時における災害廃棄物処理を円滑に進めるため、市町村廃棄物担当部局は様々な主体と連携し、人口密度や地域のつながり等の地域特性に応じて連携すべき主体が異なることを示唆。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

1. (2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

環境問題の解決に資する源泉となるべき環境研究の基礎・基盤的取組について、環境省の政策体系との対応を踏まえて8つの研究分野(地球システム分野、資源循環分野、環境リスク・健康分野、地域環境保全分野、生物多様性分野、社会環境システム分野、災害環境分野及び気候変動適応分野)を前述のとおり設定したが、これらの分野の研究は、推進戦略の重点課題を考慮しつつ以下の(ア)～(ウ)の方針に基づき着実に実施することとする。また、環境計測、観測手法の高度化等の先端的な計測研究は各分野での研究と一体的に推進し、環境計測の精度管理等に関する共通・基盤的な計測業務は分野横断的に推進するものとする。【重要度:高】

【評価軸・指標ごとの評価】

(ア)先見的・先端的な基礎研究

○環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか

【評価指標】

- ・具体的な研究開発成果
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価における評点 等

(イ)政策対応研究

○環境政策への貢献、またはその源泉となる成果が得られているか

○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか

【評価指標】

- ・環境政策への貢献状況
- ・事業的取組の実施状況
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価における評点 等

【評価軸・指標ごとの評価】

(ウ)知的研究基盤の整備

- 知的研究基盤整備における実施事項は十分な独自性を有し、高い水準で実施されたといえるか
- 事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか

【評価指標】

- ・事業的取組の実施状況
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価における評点
- ・実施内容の学術的水準・規模
- ・実施内容の希少性

第3 1.(2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進

【項目別評定】【A(A)】

〈年度評価のポイント〉

- ・外部評価委員の評点は4.47

(ア)先見的・先端的な基礎研究

- ・ナノプラスチックの標準試料作成や、オゾン経年変化解明を目的としたエアロゾルへの水素酸化物ラジカル取り込み評価、AIによるアオコ発生予測に向けた解析、つくば本構における電力消費量の削減効果の解析など、社会的にも関心の高い環境問題への対応に向けた先見的・先端的な学術基礎研究、創発的・独創的な萌芽的研究の両面で成果を得られた。

- ・外部評価委員の評点は4.47

- ・(外部評価委員)環境問題を非常に幅広くカバーし、主要な現在の環境問題、将来の環境問題の解明・解決に資する研究が行われている。

(イ)政策対応研究

- ・AIによるアスベスト纖維認識技術の開発や、琵琶湖水環境の保全及び再生のための微生物活動以外の底泥酸素消費量測定、さらに復興政策及び産業団地と事業者立地データベースの整備。

- ・外部評価委員の評点は4.40

- ・(外部評価委員)政策提言・社会実装促進機関の役割を果たしていると評価され、特に、国環研が核となつて日本各地でそれぞれの現場に適した適応策が積極的に展開されたことが特筆された。今後も日本・世界のGX(グリーン・トランスフォーメーション)を推進する研究機関としてあり続けることへ期待。

(ウ)知的研究基盤の整備

- ・温室効果ガスのモニタリングや藻類保存株の収集、保存及び提供等について、継続的かつ安定的な基盤整備を実施

- ・外部研究評価委員の評点は4.60

- ・(外部評価委員)知的研究基盤整備についても重要な貢献をしているとされ、とりわけ生物多様性分野でのデータベースの整備とオープンデータ化の体制が高く評価する。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

第3 1.(2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進

【項目別評定】 【A(A)】

＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

(ア)先見的・先端的な基礎研究

- ・ナノプラスチック標準粒子作成技術開発や大気中微小プラスチック粒子の毒性評価法の開発。
- ・オゾンの経年変化を理解するため、水素酸化物(HO₂)ラジカルのエアロゾルへの取込(吸収)係数等を反映した領域大気モデルを構築。
- ・AIを用いた複雑な生態系観測データから因果ネットワークの推定手法を開発し、霞ヶ浦長期モニタリングデータに適用した結果、アオコの予測ができる可能性が判明。
- ・つくば本構に設置されている合計445カ所の毎時電力消費データを収集し、電力消費の要因や変化理由を特定。所内で情報共有・意見交換等を通じ、省エネ効果の定量化することにより、所内の脱炭素化・エネルギー高騰に対応。

(イ)政策対応研究

- ・AIによる位相差顕微鏡画像中のアスベスト纖維認識技術の精度向上と測定時間の短縮を実現。
- ・琵琶湖北東岸・水田地帯の人工護岸水路・河川におけるコイ科魚類の産卵基質を調査した結果、河床に伸びたヤナギの根や石礫がホンモロコの産卵基質として機能していることを解明。
- ・琵琶湖北湖において、滋賀県琵琶湖環境科学センターと共同で底泥酸素消費量測定とモニタリング手法の開発し、滋賀県の環境政策に貢献するとともに、琵琶北湖の底泥酸素消費メカニズムの一端を解明。
- ・福島県の浜通り地域等15市町村の復興政策・拠点整備事業と脱炭素政策を網羅的にデータベース化し、自治体担当者や近隣自治体の動向把握と広域連携検討の基礎材料として提供。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

第3 1.(2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進

【項目別評定】 【A(A)】

＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

(ウ)知的研究基盤の整備

【地球システム分野】

- ・地球温暖化の原因物質である温室効果ガス(CO₂、CH₄ 等)について30 年近い長期にわたり高い時間分解能で高精度の観測を継続。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

【生物多様性分野】

- ・藻類保存株の収集、保存、提供を行い、NBRP(ナショナルバイオソースプロジェクト)の藻類リソースの中核機関としての活動を継続。

第3 1.(3)国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務のうち、特に、国の計画に沿って中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業及び子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)に関する事業については着実に推進する。

【評価軸・指標ごとの評価】

- 計画に沿って主導的に実施されているか

【評価指標】

- ・実施の状況
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価における評点 等

【モニタリング指標】

- ・プロダクト配布システム登録ユーザー数
- ・プロダクト等の配布件数
- ・追跡率(現参加者／出生数) 等

1. (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進

【項目別評定】【A(A)】

〈年度評価のポイント〉

【衛星観測事業】

- ・GOSATおよびGOSAT-2のプロダクト配布、GOSAT-GWのデータ処理システムの開発は概ね計画どおりに進んでおり、GOSAT-2打上げ以降の懸案であった濃度推定精度の改善、メタン排出量の人為起源変動をGOSATで把握できたことは重要な成果。また国際研究集会の主催、国連会議におけるサイドイベント実施など国際的なプレゼンスを高める活動も実施。
- ・外部評価は、4.27(第4期中長期目標期間の平均値4.31)
- ・プロダクト配布システム登録ユーザー数
 GOSAT : 1,485 (第4期中長期目標期間の平均値984)
 GOSAT-2: 607 (第4期中長期目標期間の平均値174)
- ・プロダクト等の配布件数
 GOSAT : 24,205 (第4期中長期目標期間の平均値 14,491)
 GOSAT-2: 137,064 (第4期中長期目標期間の平均値 5,020)
- ・(外部評価委員からの意見)継続的に観測データを提供する重要なプロジェクトであり、世界に誇る事業として更なる拡充を期待する。

【エコチル調査事業】

- ・計画に沿って調査を遂行。分析も順調に進んでおり、成果発表についても着実に増加。参加者と対面式で行う調査については、新型コロナウィルス感染症に関わる調査地域の状況を踏まえ、地域の関係者(自治体、保健所、教育、医療機関等)との協議を経て、中止・再開の可否を決定しながら実施。
- ・外部評価は、4.27 (第4期中長期目標期間の平均値4.15)
- ・追跡率(現参加者／出生数) 93.1 (第4期中長期目標期間の平均値94.2)
- ・(外部評価委員からの意見)貴重なコホート研究を継続できており、高い参加継続率を維持するためのPR活動、国際連携、研究成果の増加等の観点で評価する。

評定
S, A, B, C, D(Bが標準)
【環境省評価案(国環研自己評価)】

1. (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進

【項目別評定】【A(A)】

＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

【衛星観測事業】

- ・GOSAT-2 FTS-2 SWIR レベル2 カラム平均気体濃度プロダクトのバージョンアップを実施し、濃度推定精度が大幅に改善。
- ・大気中のメタン濃度は2009 年のGOSAT の観測開始以来上昇を続けているが、GOSAT 全大気平均濃度の年平均値の増分については2009～2020 年は $8\pm3\text{ppb}/\text{年}$ であったのに対し、2020～2021 年はその倍以上の $17\text{ppb}/\text{年}$ となったことが解明され、報道各社の後追い報道も含め社会にインパクトを与えた。
- ・中国国内のメタン吸収排出量分布の推定を2010～2018 年のGOSAT データなどと高分解能インバースモデルを用いて実施し、中国全土及び北東部においてメタン排出量が長期的な増加傾向を示していること、インバージョンによる北東部のメタン排出量の年々変化が同地域の生産～輸送～消費の各プロセスで漏洩した天然ガス起源のメタン排出量推定値の年々変化と高い相関を示すことなどを明らかにした。
- ・GOSATおよびGOSAT-2プロジェクトにおいては標準プロダクトなどの作成、配布、検証を実施。
- ・GOSAT-GWプロジェクトにおいては地上システムの設計を完了し、製造を開始。シミュレーションデータを用いた濃度導出実験、検証のための計画書改訂・観測装置の導入等を実施。
- ・パリ協定に基づき実施される2023年第1回グローバルストックテイクに際し、GOSATシリーズプロダクトに関する情報を提供。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

1. (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進

【項目別評定】【A(A)】

＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

【エコチル調査事業】

- ・約85,000 組の母子を対象に、妊婦の血液中鉛濃度と生まれた子どもの出生性比との関連を明らかにするため妊婦の血液中鉛濃度別に5 つのグループに分け解析し、妊婦の血液中鉛濃度が高くなることと、男児の出生割合が大きくなることとの関連を示した。
- ・約96,000 組の母子を対象に、妊婦の血中カドミウム濃度と6 か月時点から3 歳時点までの子どもの発達(ASQ-3 の5 つの領域:コミュニケーション、粗大運動、微細運動、問題解決、個人・社会)との関連について解析し、妊婦の血中カドミウム濃度と、1 歳半までの子どもの微細運動および問題解決の発達に関連が見られたが、2 歳以降3 歳までではその関連が見られず、カドミウムばく露の影響が消失したとの考えを示した。
- ・約94,000 組の母子を対象に、妊婦の血中元素(鉛、カドミウム、水銀、マンガン、セレン)の濃度と、子どもの出生時の体重、身長、頭囲、胸囲との関連を解析し、母体に影響はない血中元素濃度であっても、出生児の体格に影響を与えることを示した。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

第3 1.(4)国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

国環研は、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)や統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、連携支援機能の強化を行う。

【評価軸・指標ごとの評価】

- 中核的研究機関としての役割を發揮しているか
- 様々な主体との連携・協働は適切に実施されているか
- 環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか

【評価指標】

- ・大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況
- ・外部機関との共著率(国内・国際)
- ・国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況
- ・キャパシティビルディングの場の提供状況
- ・成果の集積、情報基盤の構築状況
- ・環境政策への主な貢献事例の状況
- ・データベース・保存試料等の提供状況
- ・特許取得を含む知的財産の活用等の取組状況 等

【評価軸・評価指標ごとの評価】

【モニタリング指標】

- ・(一人あたり)誌上・口頭発表件数
- ・共同研究契約数
- ・共同研究の機関数
- ・協力協定数(国内・国際)
- ・地方環境研究所等との共同研究数
- ・大学との交流協定数
- ・大学の非常勤講師等委嘱数
- ・客員研究員等の受入数
- ・二国間協定等の枠組みの下での共同研究数
- ・海外からの研究者・研修生の受入数
- ・招待講演数
- ・一般向け講演・ワークショップ等の数
- ・誌上・口頭発表に対する受賞数
- ・研究業績に対する受賞数
- ・環境政策や総合的な地域政策についての国内外のガイドライン・指針・要領策定等や地方自治体による条例・計画・指針・手法策定等への研究成果の貢献状況
- ・各種審議会等の委員数
- ・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数
- ・職務発明の認定件数
- ・知的財産の保有状況
- ・成果の活用状況 等

第3 1. (4)国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進

【項目別評定】 【A(A)】

＜年度評価のポイント＞

評定
S, A, B, C, D(Bが標準)
【環境省評価案(国環研自己評価)】

- ・紙上発表を行った英語論文(564報)のうち、他機関との共著率92.2% (520報)、国際共著率51.2%(289報)。
- ・(一人あたり)誌上発表(査読あり)件数:1.42 (第4期中長期目標期間の平均値 1.42)
- ・(一人あたり)誌上発表(査読なし)件数:0.57 (第4期中長期目標期間の平均値 0.55)
- ・(一人あたり)口頭発表(国内)件数:2.71 (第4期中長期目標期間の平均値 2.70)
- ・(一人あたり)口頭発表(国外)件数:0.83 (第4期中長期目標期間の平均値 0.88)
- ・学術的な会議を41件開催(主催・共催)。
- ・55課題の共同研究契約を締結:独法(13件)、大学(27件)、民間企業(36件)、その他(10件)。
- ・22課題の協力協定等を締結:独法(5件)、大学(15件)、民間企業(1件)、その他(10件)。
- ・地方公共団体の環境研究所等との共同研究数:13件(第4期中長期目標期間の平均値 17件)
- ・大学との交流協定数:31件 (第4期中長期目標期間の平均値 26件)
- ・大学の非常勤講師等委嘱数:199件 (第4期中長期目標期間の平均値 166件)
- ・客員研究員等の受入数:338人 (第4期中長期目標期間の平均値 331人)
- ・二国間協定等の枠組みの下での共同研究数:9件(第4期中長期目標期間の平均値 12件)
- ・交際共同研究協力協定数:48件 (第4期中長期目標期間の平均値 53件)
- ・海外からの研究者・研修生の受入数:109人 (第4期中長期目標期間の平均値 92人)
- ・誌上・口頭発表に対する受賞数:23件(第4期中長期目標期間の平均値 19件)
- ・各種審議会の委員数:664人 (第4期中長期目標期間の平均値 681人)
- ・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数:530件(第4期中長期目標期間の平均値 647件)
- ・職務発明の認定件数:4件 (第4期中長期目標期間の平均値 10件)
- ・知的財産の保有状況:84件 (第4期中長期目標期間の平均値 54件)

第3 1. (4)国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進

【項目別評定】【A(A)】

＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

- ・外部との連携を強化するため、産学連携コーディネーターを(6名)配置し、研究所内で適切にコーディネートできる体制を構築。国立環境研究所ベンチャー支援規程及びベンチャー審査委員会運営要領を制定し、ベンチャーに出資等ができる体制を整備。受託業務規程及び共同研究実施規程を改正し、受託業務又は資金提供型共同研究において、研究所からの技術提供等の対価(技術料)の受入れを可能とする制度を整備。外部資金を利用した研究の推進体制を強化のため、連携推進部内に「外部資金室」を設置。
- ・福島拠点における協働及び市民との対話コミュニケーションとして、若年層の人材育成を目的とした高校生との対話企画「環境カフェふくしま」や、「循環型社会」をキーワードに福島県立安積黎明高校の有志10名と通年プログラムとして実施。福島県郡山市のNPO法人しんせいとともに、環境学習プログラムの企画、運営。田村市で市民向けSDGsセミナーの開催協力等を実施。
- ・リサイクル困難な可燃廃棄物の処理・利用を抜本的に改善するため、コンビナートに大型焼却施設を建設し、プラスチックや紙の製造に大量に必要な蒸気を供給してエネルギー効率を約2倍に高めると共に、焼却時の二酸化炭素を回収して効率的に化学原料化する、カーボンニュートラルなシステムを開発。国内の化学メーカーを含む数十の民間企業や、多くの自治体と連携して事業化に向けた検討や、複数企業によるシステムの共同開発の準備を実施。また、インド共和国内にある市及び州政府、企業との協議を開始。
- ・国内における河川マイクロプラスチックの排出実態把握を推進するため、環境省との協調のもと、国環研と地方環境研究機関31機関が共同し、調査方法の共通化、排出実態調査を開始。
- ・妊娠期の大気汚染物質曝露の影響についての国際共同研究を行うことを目的に、国環研とマレーシアの共同研究体制構築のためのMOA(Memorandum of Agreement)を締結。
- ・日本生物多様性イニシアティブJBIFに参画し、観察に基づく生物の分布データを収集し、地球規模生物多様性情報機構GBIFに提供し公開。

第3 1. (4)国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進

【項目別評定】【A(A)】

＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

- ・国連環境計画(UNEP)、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、経済協力開発機構(OECD)、生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)等の国際機関の活動や国際研究プログラムに積極的に参画しているほか、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約や水銀に関する水俣条約等への対応。また英国で開催された第27回気候変動枠組条約締約国会議(UNFCCC-COP27)にも参加。
- ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第6次評価報告書第3作業部会(気候変動の緩和)に執筆者として参画。解説資料の作成等を行い、国内に対しても成果の普及に貢献。
- ・排出削減目標(NDC)の見直しや2050年を対象とした長期低炭素戦略の策定に向けた定量化の支援を、タイ、インドネシア、マレーシア等を対象に行った。特にタイでは、分析結果をもとに長期戦略が更新され、2022年11月に国連に提出。
- ・物質フロー革新研究プログラムの研究成果をもとに、国連環境計画Global Mercury Partnership Advisory Groupへの知見提供。
- ・中央環境審議会水環境・土壤農薬部会の専門委員会専門委員として海域の窒素・りん等に係る暫定排水基準の見直し、大腸菌群数の排水基準の見直しの議論に貢献することで、国内の排水規制策・水環境保全策に寄与した。また、畜産分野検討会において窒素の排出基準の関する議論を行い、今後の水質汚濁防止に関わる排水基準見直しのための情報整理に貢献。
- ・ヒアリ防除等に関する専門家会合の委員を務め、水際対策としてのワンプッシュ製剤によるコンテナ防除技術の実装を進言、2022年度からの実地試験を経て、2023年度からの実装のための「消毒基準」策定の専門家会合の座長を務め、策定に貢献。
- ・研究所の公式YouTubeチャンネルからIPCC 第6次評価報告書の解説動画を7件公開し、合計約1.9万回再生されるなど国内への普及にも貢献。

第3 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

環境情報の収集、整理及び提供に加え、研究成果の普及についても一体として取り組むことで情報発信の強化に取り組む。

【評価軸・評価指標ごとの評価】

①環境情報の収集、整理及び提供

○環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか

【評価指標】

- ・地理情報システム(GIS)等を活用するなどした、わかりやすい方法での提供状況
- ・新たに収集した、整理及び提供を行った情報源情報 等

②研究成果の普及

○研究成果を適切に発信しているか

○公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等に適切に取り組んでいるか

【評価指標】

- ・情報発信の取組状況
- ・イベント等への取組状況(オンラインを含む) 等

【モニタリング指標】

- ・プレスリリース件数
- ・HPのアクセス数
- ・HPから新たに提供したコンテンツの件数
- ・マスメディア等への当研究所関連の掲載・放映数
- ・研究所の施設公開など主催イベントの開催状況・

【評価軸・評価指標ごとの評価】

【モニタリング指標】

- ・参加者数・公式SNSアカウントの登録者数
- ・その他イベントへの参画状況・参画件数
- ・講師派遣等の状況
- ・研究所視察・見学受け入れ数 等

第3 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務

【項目別評定】 【A(A)】

＜年度評価のポイント＞

①環境情報の収集、整理及び提供

- ・環境の状況等に関する情報や環境研究・環境技術等に関する情報をはじめとした、様々な環境に関する情報を環境情報の総合的ウェブサイト「環境展望台」において分かりやすく提供。
- ・インターネットによる「環境展望台」サイトのトップページのヘッダーデザインを一部変更、ガジェット(スライダー画像)の更新頻度を高め、読み物系コンテンツの改訂とほぼ同時にバナーの掲出するなど情報の分かりやすさ、見やすさを向上。スマートフォン専用ページ等のアクセス解析を行い、新規のスマートフォンユーザーを獲得していること確認。
- ・環境GIS の「環境の状況」では、令和4年度に収集したデータの更新を着実に行うとともに、新たな環境モニタリングデータとして夜空の明るさデータと暑さ指数データの追加作業を実施。
- ・「環境展望台」でのメタデータについて、3,421件を提供し、目標(2,600件/年)を上回った。

＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

- ・環境GIS のデータを業務や研究で使用するユーザー向けに、他機関で公開しているGIS データも取り込める多機能Web アプリケーション「環境GIS+」を新たに開発し、公開。
- ・オープンサイエンス推進の一環として、「環境数値データベース」サイトで提供してきた大気汚染常時監視結果と公共用水域の水質結果データを環境展望台内への移設、ダウンロード機能の改善し、利便性の向上を図った。

評定
S, A, B, C, D(Bが標準)
【環境省評価案(国環研自己評価)】

第3 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務

【項目別評定】 【A(A)】

＜年度評価のポイント＞

②研究成果の普及

- ・ホームページから新たに提供した主なコンテンツ(リニューアル等を含む)は19件であり、最新情報や研究成果等をユーザーに分かりやすく提供。
- ・YouTubeなどのSNSでの情報発信については、YouTubeのチャンネル登録者数やTwitterのフォロワー数が増加(23,371件)。
- ・ユーザーが求めている情報にスムースに辿り着けるよう利用者側に立ったトップページをリニューアル。
- ・英語版公式サイトでは、COP27の特設ページを設けるなど国際活動の情報発信のほか、効果的な情報発信に向けたコンテンツ改修を検討。
- ・プレスリリース件数について、第4期中長期目標期間の年間平均件数69件に対し83件、うち研究成果に関する発表件数は第4期中長期目標期間の年間平均件数34件に対し55件と上回った。
- ・国環研が紹介・言及されたテレビ等の報道・出演と新聞報道の合計は1,212件となり、第4期中長期目標期間の年間平均件数595件を大きく上回った。
- ・オンラインによる公開シンポジウム(視聴回数:約2,000回)や、研究所の一般公開(視聴回数:3,322回)を実施。
- ・主催、共催による各種シンポジウム、ワークショップ等を41件開催。

＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

- ・YouTubeを利用して49件の動画を公開。特に、「【速報版】前編：気候変動IPCC WGⅢ AR6 SPM 見どころ紹介」(約8.7万再生)、チャンネル登録者数が大幅に増加(約14,40人→約17,600人)。
- ・ホームページのアクセス件数(ページビュー)は、約6,016万件

評定
S, A, B, C, D(Bが標準)
【環境省評価案(国環研自己評価)】

第3 3. 気候変動適応に関する業務

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

適応法に基づいて、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組む。国の気候変動適応推進会議による関係行政機関相互の緊密な連携協力体制の下、具体的には①及び②に掲げる活動を行う。

①気候変動適応推進に関する技術的援助

適応法第11条に基づき気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供及び各種技術的援助を行う。そのため気候変動、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活(以下「気候変動と影響七分野」)等に関する調査研究又は技術開発を行う研究機関や地域気候変動適応センター(以下「地域センター」という)等と連携して、気候変動影響及び気候変動適応に関する内外の情報を収集し、②に掲げる調査研究の成果とともに、気候変動の影響・脆弱性・適応策の効果並びに戦略等の整理を行う。行政機関情報や社会情勢さらに国民一人一人が取得する気候変動影響情報の有用性にも着目して、上記の科学的情報と合わせて統合的に気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)を通じて情報提供する。提供に当たり幅広い関係主体のニーズと現状の科学的知見とのギャップを把握しながら、提供情報の質の向上や更新に努める。また一般にもわかりやすい情報の発信を行う。

都道府県及び市町村並びに地域センターに積極的な働きかけを行い、各地方公共団体による地域気候変動適応計画の策定及び適応策推進に係る技術的助言その他の技術的援助、地域センターに対する技術的助言・援助、並びに気候変動適応広域協議会からの求めに応じた資料や解説の提供、また意見の表明等を行う。これらを通じて、気候変動適応に関する情報及び調査研究・技術開発の成果の活用を図りつつ適応策の推進に貢献する。

加えて、主にアジア太平洋地域の途上国に対する気候変動影響及び適応に関する情報を提供するため構築したアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)を活用し、情報を発信及び適応策推進を支援し適応に関する国際的連携・国際協力に努める。

第3 3. 気候変動適応に関する業務

【中長期目標・計画】

②気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務

気候変動適応計画の立案や適応策の実装を科学的に援助するために、1(1)⑧に掲げる気候変動適応研究プログラム及び1(2)⑧に掲げるところにより、気候変動と影響七分野等に関わる気候変動影響・適応に対する調査研究及び技術開発を行う。また、熱中症については喫緊の課題であることから、気候指標等を含む影響予測手法等の開発を行う。

以上①及び②に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。

【重要度:高】**【難易度:高】**

【評価軸・評価指標ごとの評価】

- 気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献しているか。
- 地方自治体等への適応に関する技術的援助が適切になされているか。
- 適応に関する情報基盤として科学的情報についてニーズを踏まえた収集・整理・分析・提供がされているか

【評価指標】

- ・地方公共団体による気候変動適応計画の策定及び推進や地域気候変動適応センター等に対する技術的援助の状況
- ・収集、整理及び分析した気候変動適応情報の分かりやすい方法での提供状況
- ・国民の気候適応変動に関する理解の増進の状況
- ・アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)等の構築状況

第3 3. 気候変動適応に関する業務

【評価軸・評価指標ごとの評価】

- ・具体的な研究開発成果
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価の評点
- ・地域気候変動適応センターや地域におけるその他の研究機関との共同研究や、研修等の人材育成に関する取組の状況 等

【モニタリング指標】

- ・地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的援助(研修等の開催、講師派遣、各種審議会等への委員としての参画、質問に対する情報・教材等の提供、計画等への助言、共同研究の実施等)の件数
- ・提供される科学的情報に対するニーズを踏まえた満足度
- ・主催したイベント、講師派遣した講演会等の参加人数
- ・新たに収集・整理し、気候変動適応情報 プラットフォーム等に掲載した情報の発信件数(Web更新回数、SNS発信数等)
- ・気候変動適応情報プラットフォーム等へのアクセス数
- ・誌上・口頭発表件数、研究データの報告 件数 等

第3 3. 気候変動適応に関する業務

【項目別評定】 【A(A)】

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

〈年度評価のポイント〉

- ・国の審議会等へ延べ93名の委員派遣し、気候変動適応計画の策定やマニュアルの改訂等気候変動リスク・気候変動適応策に関する議論に貢献。
- ・地方公共団体等による地域気候変動適応計画策定等の取り組みを支援するため、協議会への参画や研修等を通じ、地方公共団体等との広域的な連携強化等に貢献。延べ約7,622人に知見を提供。
- ・21の国の研究機関と地域適応センターの参加を得てシンポジウム等を開催し、地域のニーズを踏まえた国の研究機関同士の具体的連携(社会実装)の実現可能性について議論。
- ・地域の行政担当者研修等による地域の人材育成に貢献し、地域気候変動適応センターとの共同研究を立ち上げ、地域センターの地域密着した適応研究の活性化や継続に寄与。
- ・シンポジウム、研修等の実施、委員・講師派遣など、地方公共団体への技術的援助について第5期目標100件を上回る313件実施。研修や意見交換会の満足度はいずれも80%以上(90~97%)。
- ・地域適応計画は47都道府県153市町村で策定済み、地域気候変動適応センターの設置は41都道府県15市区の設置に貢献。
- ・気候変動の影響への適応に関する情報を一元的に発信するためのポータルサイト「気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)」を運営し、アクセス数(ページビュー数)は目標(50万)を上回る約162万回。英語版の情報更新、スマホアプリ、SNSの活用など様々な媒体での情報発信を推進。
- ・パリ協定を受けて途上国の適応策を支援するため、「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を運営。適応企画のプロセス・情報を整理したページの新設、影響評価データや適応関連情報コンテンツの拡充し、アジア太平洋諸国における適応策の推進への貢献を目的としたプラットフォーム構築支援等の実施。
- ・外部研究評価委員の評点は4.27。気候変動適応に関する幅広い研究を進められているとともに、気候変動様々なテーマで着実に成果を挙げており、気候変動影響の地域性分析、クラスター化については、今後の適応策のベースになる重要な成果として評価された。

第3 3. 気候変動適応に関する業務

【項目別評定】 【A(A)】

評定
S, A, B, C, D(Bが標準)
【環境省評価案(国環研自己評価)】

＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

- ・アジア太平洋適応ネットワーク(APN)に委員を派遣し、人材育成に貢献したほか、国内外関係機関と連携を強化するとともに、気候変動枠組条約(UNFCCC)第27回締約国会議(COP27)等の活動に参画し、これらの活動を通じて、アジア太平洋地域における適応推進に係るニーズや課題を整理・分析。
- ・環境省及び公益財団法人地球環境戦略研究機関と協働し、2023-2025年の活動の指針となる枠組文書を策定・公表
- ・瀬戸内海における行政レベルでの長期的に観測されてきたデータを系統的に気候変動影響に関するデータとして取りまとめてレポジトリとして公表。瀬戸内海の環境の将来予測に関して情報が充実。
- ・地域気候変動適応計画の作成を支援するためにA-PLATに格納されている各種データ群やe-Stat等を活用した「地域気候変動適応計画作成支援ツール」を開発しA-PLATで公開。
- ・準絶滅危惧種であるウミニアの北限生息地(陸奥湾)において、小学校と連携した市民科学としてサイズ変化を観測し、年間成長量に対する夏季水温の重要性を解明。
- ・森林の高木になる樹木種を対象に、日本全国で、多種を対象に樹木の分布移動を評価すべく、新しい手法を用いて評価し、稚樹が母樹よりも寒い場所に分布している傾向が全国的に見られ、温暖化の影響が示唆され、そのメカニズムの推定を行った。
- ・7項目の気候変動影響予測結果の類似性に基づいて日本の地域を8つの均質影響領域(HIZ)と5つの独立したクラスターに分類。構築されたHIZには、単独の影響項目で特徴づけられるものや、複数の影響項目で特徴づけられるものが見られることを解明。地域での適応策の優先順位付けやコバネフィットの検討に利用可能。

第4 1. 業務改善の取り組みに関する事項

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

(1) 経費の合理化・効率化

国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る人件費を除く業務費(特殊要因を除く。)のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

(2) 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、給与の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。

(3) 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。

また、更なる合理化を図るために、調達手続き等の電子化を進める。

第4 1. 業務改善の取り組みに関する事項

【評価軸・指標ごとの評価】

①経費の合理化・効率化

- 経費節減に適切に取り組んでいるか
 - ・業務経費及び一般管理費の削減状況等

②人件費管理の適正化

- 給与水準の適正化等は適切に実施されているか
 - ・給与水準の適正化のための取組状況
 - ・国家公務員と比べた給与水準の状況(ラスパイレス指数) 等

③調達等の合理化

- 調達等の合理化は適切に実施されているか
 - ・内部監査・契約監視委員会等の点検・見直しの状況
 - ・関連公益法人等との契約状況(件数・金額)等

第4 1. 業務改善の取り組みに関する事項

【項目別評定】 【B(B)】

＜年度評価のポイント＞

① 経費の合理化・効率化

- ・運営費交付金の算定ルールに従い、効率化係数(業務費の対前年度1%削減、一般管理費の対前年度3%削減)の範囲内での効率的な予算執行、経費節減に努めている。
- ・エネルギー使用状況の分析と対策を進め、ピーク電力の低減を図ることにより契約電力を抑制するとともに、電気使用量の削減に努めた結果、電気使用量は前年度より5.3%減少。

② 人件費管理の適正化

- ・国家公務員に準拠し、適切に給与規定を改正。
- ・ラスパイレス指数(研究系職員103.3、事務系職員108.0)が基準値(100)を上回ったものの、研究系職員の大半が博士号取得者であることや、事務系職員は管理職として国から出向している職員が大半を占めていること、人事交流の影響等を考慮すれば妥当な水準と考えられる。

③ 調達等の合理化

- ・契約審査委員会、内部監査、及び外部有識者による契約監視委員会において点検・見直しを行い、調達に関するガバナンスを徹底。会計検査院からの指摘を踏まえ、契約変更を行う場合の基準等の策定と、研修計画を策定。
- ・一者応札・応募の低減に向けた取組として入札等参加者の拡大に向け、全ての対象案件について、十分な周知・準備期間を確保、電子入札の適用拡大等に取り組み、一者応札事例が減少。
- ・公募(入札可能性調査)の実施により、通常の競争入札を実施した場合と比較し、入札説明書等資料の作成、研究部門との入札日程調整、開札執行事務等を省略でき、所内全体の事務効率化に寄与。
- ・消耗品や役務の一括調達・単価契約の実施、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」によるコスト分析等を行い、清掃等の民間委託を行い、効率的な運営を図った。
- ・関連公益法人との契約は全て一般競争入札9件139百万円。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

第4 2. 業務の電子化に関する事項

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月2日総務大臣決定)や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(令和3年9月10日、デジタル社会推進会議幹事会決定)等を踏まえ、デジタル技術等を活用した業務の効率化のため以下の取組を行う。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

- (1)国環研の「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。
- (2)業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。
- (3)デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web会議を推進し、業務の効率化をはじめ、経費の節減、テレワークによる働き方改革及び感染症影響下等においての業務継続に資する環境を提供する。

【評価軸・指標ごとの評価】

○PMOの設置及び支援は適切に実施されているか

- ・PMOの設置状況
- ・PMOによる支援実績

○デジタル情報技術等を活用した各種業務(研究業務除く)の効率化は適切に実施されているか

- ・インターネット等、所内ネットワークシステムの管理・運用状況
- ・人事・給与システム、会計システム等の業務システムの管理・運用状況 等

○デジタル情報技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか

- ・研究関連データベースの運用状況
- ・電子ジャーナルシステムの利用促進状況 等

○WEB会議システム等の導入により業務の効率化は図れたか

- ・電子決裁の導入・管理・運用状況
- ・WEB会議システムの導入・運用状況 等

第4 2. 業務の電子化に関する業務

【項目別評定】 【B(B)】

＜年度評価のポイント＞

- PMOの設置及び支援は適切に実施されているか
 - ・情報システムに係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整を担当するPMOを設置し、情報システムの適切な整備及び管理を行う体制整備を図った。
- 環境技術等を活用した各種業務(研究業務除く)の効率化は適切に実施されているか
 - ・ネットワークシステムを安定運用の実施し、端末認証及びユーザ認証といった政府統一基準に準拠した認証機能の導入により、登録外端末による不正接続を防止するなど、セキュリティ強化も図った。
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、自宅就業に対応するため、SSL-VPN適切に管理運用した。
 - ・外部ネットワーク回線は、学術情報ネットワーク(SINET6)の更新を行い、遠隔拠点に対してもネットワーク出口を1本に集約し、セキュリティ対策を考慮した運用を行った。
 - ・人事・給与システム及び会計システムを安定的な運用ができるよう見直し、業務の効率化・最適化を実施。令和4年度にアウトソーシングやクラウドサービスも含め、システム更新を行うとともに、法人文書の起案から決裁・保管・廃棄までの一連のフローを電子化した文書管理システムを新たに導入した。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

第4 2. 業務の電子化に関する業務

【項目別評定】 【B(B)】

＜年度評価のポイント＞

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

○環境情報技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか

- ・情報技術を活用した管理部門等の業務の効率化を図るための支援として、研究関連情報データベースの運用を行った。
- ・自機関で契約している電子ジャーナル等を研究者が円滑に検索・利用出来るだけでなく、オープンアクセスも含めた膨大な学術情報の発見性向上のため、「国立環境研究所ジャーナルポータル」「ディスカバリーサービス」を適切に運用し、サービス向上と事務の効率化、外部データベースサービスとの連携などにより、利便性の高い利用環境の構築を行った。

○Web会議システム導入により業務の効率化は図れたか

- ・所内・所外との打ち合わせ等にも引き続きWeb会議サービスを活用。会議参加の移動に係る時間や経費の節減及び業務効率化を図った。

第5 財務内容の改善に関する事項

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

(1)バランスのとれた収入の確保

健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、第3の1. (4)や第3の2. の成果を活用しつつ、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に一層努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らして、申請内容や当該資金の妥当性について審査・確認する。

(2)保有財産の処分等

研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。

【評価軸・指標ごとの評価】

①バランスの取れた収入の確保

○自己収入では質も考慮した適切なバランスで確保されているか

- ・競争的外部資金、受託収入の獲得状況 等
- ・自己収入全体の獲得額、競争的外部資金等の獲得額及び受託収入の獲得額(外的要因による変動を考慮した)の状況
- ・競争的外部資金、受託収入の獲得額の所属研究者数に対する割合
- ・競争的外部資金、受託収入の獲得件数の所属研究者数に対する割合 等

②保有財産の処分等

○保有資産について継続的に自主的な見直しを行っているか

- ・研究所における大型研究施設や高額な研究機器に係る現状把握及び見直し等の状況 等

第5 財務内容の改善に関する事項

【項目別評定】 【B(B)】

〈年度評価のポイント〉

① バランスのとれた自己収入の確保

- ・自己収入の獲得額は4,482百万円であり、達成目標3,351百万円を上回った。
- ・企業との連携強化を目指し、受託研究又は資金提供型共同研究において、研究所からの技術提供等の対価(技術料)の受入れを可能とするため、受託業務規程及び共同研究実施規程を改訂。技術料が内訳に含まれる契約を受託研究で1件、共同研究で1件締結。
- ・クラウドファンディングによる資金調達を行い、119名の支援者から合計128.4万円の寄附を受けた。
- ・資金提供型共同研究について、13件の契約を締結した。
- ・自己収入のうち、競争的資金の獲得額は1,530百万円であり、第4期平均1,374百万円を上回った。
- ・競争的資金を除く受託収入の獲得額は2,921百万円で、第4期平均1,918百万円を上回った。
- ・研究者数225人に対する、競争的外部資金の獲得額は1,457百万円の割合は 6.5百万円であり、競争的外部資金を除く受託収入の獲得額2,921百万円の割合は13.0百万円となっている。
- ・研究者数225人に対する、競争的外部資金の獲得件数は86件の割合は 0.38件であり、競争的外部資金を除く受託収入の獲得件数76件の割合は0.34件となっている。

② 保有財産の処分等

- ・「運営戦略会議」にて、研究施設や高額な研究機器についての計画的・効率的な利活用や、今後の長期的な大型研究施設の在り方などについて議論を実施。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

第6 1. 内部統制の推進

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

(1) 内部統制に係る体制の整備

理事長のリーダーシップの下、幹部クラスで構成する会議をはじめ階層的な所内会議を定期的に開催し、中長期的視点を含めた組織運営のあり方や課題への対応方策について検討するとともに、研究所のミッションの浸透、モチベーション・使命感の向上を図る。

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「国立研究開発法人国立環境研究所における業務の適正を確保するための基本規程」(平成27年4月1日、平27規程第1号)及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会の設置、モニタリング体制等内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施する等、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。

(2) コンプライアンスの推進

「国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」(平成22年9月8日 国環研決定)に基づく取組を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。特に、コンプライアンス委員会の体制強化、取組状況のフォローアップを着実に行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。

研究不正・研究費不正使用については、「国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」(平成18年9月11日 平18規程第22号)及び「国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」(平成19年9月12日平19規程第17号)等に基づき、管理責任の明確化、教育研修等事前に防止する取組を推進するとともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。

第6 1. 内部統制の推進

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

(3)PDCAサイクルの徹底

業務の実施に当たっては、組織横断的な研究プログラムを含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCAサイクルを徹底するものとする。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用する等して適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。

(4)リスク対応のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、リスク管理委員会での議論等を踏まえ体制等を整備する。

第6 1. 内部統制の推進

【評価軸・指標ごとの評価】

(1) 内部統制に係る体制の整備

- 内部統制システムは適切に整備・運用されているか
 - ・ 法人の長のトップマネジメントによる法人の改善状況
 - ・ 内部統制委員会の設置等内部統制システムの整備・運用状況
 - ・ 内部統制に関する研修等の実施状況(受講率) 等

(2) コンプライアンスの推進

- コンプライアンスは確実に実施されているか
 - ・ コンプライアンス委員会の取組状況
 - ・ 研究不正・研究費不正使用防止のための取組状況(研修受講率) 等

(3) PDCAサイクルの徹底

- PDCAサイクルを徹底し、業務の進行管理を適切に実施しているか
 - ・ 階層的な所内会議等を活用した進行管理や評価、フォローアップ等の実施状況
 - ・ 研究業務に対する研究責任者の研究内容の調整・進行管理の実施状況
 - ・ 研究評価や助言会合の実施状況
 - ・ 外部の専門家による研究評価・助言を受けた対応状況 等

(4) リスク対応の為の体制整備

- 業務実施の障害となる要因の把握と対応体制等の整備は適切に実施されているか
 - ・ リスク管理体制の整備・運用状況 等

第6 1. 内部統制の推進

【項目別評定】 【B(B)】

＜年度評価のポイント＞

① 内部統制に係る体制の整備

- ・理事長をトップとした幹部会、運営戦略会議等を定期的(原則毎月)に開催。運営戦略会議に業務改善プロジェクトチームを設置し、業務改善体制を継続。理事長、理事による三役会議を毎週開催するほか、ユニット長等との意見交換を随時実施し、日々の課題やリスク等について検討した。
- ・内部統制委員会、内部統制に資するリスク管理委員会等の開催、監事による監査、内部監査等への対応などを通じ、内部統制システムを適切に整備・運用。
- ・全職員を対象に内部統制に関する研修を開催し、職員の教育及び意識向上を着実に実施。
- ・業務の有効性、効率性、適正性やガバナンス確保のため監事監査及び内部監査を実施。

② コンプライアンスの推進

- ・外部有識者を含むコンプライアンス委員会で、各種法手続が適正に行われているかの確認を実施。
- ・研究費の不正利用防止等をテーマとしたコンプライアンス研修をe-ラーニングを導入して実施し、対象者の受講率100%を継続して達成。

③ PDCAサイクルの推進

- ・「幹部会」においてユニットごとの業務進捗状況等を定期報告し、ユニット内では業務の進捗状況のモニタリング及び管理を行う等など、階層的に業務の進捗管理やフォローアップを実施。
- ・各ユニットにおける職務業績評価の実施等を通じて、室長、ユニット長等研究責任者やプログラム総括、代表による、研究内容の調整・進行管理を適切に実施。
- ・役員及び各ユニット長等の参画する研究評価委員会を原則毎月開催。
- ・内部研究評価及び外部研究評価ともに、評価結果を公表するとともに、各人の研究活動や研究計画、年度計画に反映。

④ リスク対応のためのコンプライアンスの推進

- ・「国立環境研究所における重大なリスク一覧」の見直しを行うなど、国環研におけるリスクに対する整備・運用を適切に推進。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

(1) 優れた人材の確保

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化やRAも含めた優れた人材の確保に努め、研究の活性化を促進する。

(2) 若手研究者等の能力の活用

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条に基づく「人材活用等に関する方針」(平成23年2月3日国環研決定)等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進する。

また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。

さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。

(3) 管理部門の能力向上

「事務系職員採用・育成に関する基本方針」(平成31年4月1日国環研決定)に基づき、主体性、協調性及び専門性を備えた人材を育成するために、長期的な研修体系や支援態勢を整備し、能力及び士気の向上を図る。

また、個人の資質、能力及び適性を考慮した配置を行い、多様な業務経験を通じて研究者の研究活動を支援するとともに、組織の適正な運営に努める。

さらに、深刻化する施設の老朽化等に対応するため、施設整備、施設保守・管理を担当する技術系職員を確保し体制の整備を図る。

(4) 適切な職務業績評価の実施

職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。

また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。

第6 2. 人事の最適化

【評価軸・指標ごとの評価】

(1) 優れた人材の確保

- クロスアポイントメント制度や年俸制の導入への取組が適切に行われているか
 - ・クロスアポイントメント制度の導入・運用状況
 - ・年俸制の導入・運用状況 等
- 研究実施部門における人材の採用・活用は適切に実施されているか
 - ・研究系常勤職員の採用・活用状況
 - ・研究系契約職員の採用・活用状況
 - ・客員研究員等、外部の研究者の活用状況等

(2) 若手研究者等の能力の活用

- 所内人材の職場環境整備は適切に実施されているか
 - ・外国人研究者に係る職場環境整備の状況
 - ・男女共同参画等に係る職場環境整備の状況 等
- 所内人材の研究能力開発は適切に実施されているか
 - ・人材活用方針に基づく取組の実施状況 等

(3) 管理部門の能力の向上

- 管理部門における事務処理能力の向上等は適切に実施されているか
 - ・研修等の実施状況(受講率)
 - ・管理部門における高度技能専門員等の活用状況(人数) 等

(4) 適切な職務実績評価の実施

- 職務業績評価能力向上のための取組は適切に実施されているか
 - ・職務業績評価の実施状況 等

第6 2. 人事の最適化

【項目別評定】 【B(B)】

＜年度評価のポイント＞

① 優れた人材の確保

- ・研究系常勤職員5名にクロスアポイントメント制度を、特任フェロー1名に対し年俸制を適用。
- ・研究系常勤職員15名(パーマネント7名、任期付8名)を採用。
- ・研究系契約職員として、フェロー制度により、引き続き4名を雇用。シニア研究員制度により、研究系の国環研定年退職者5名を採用。
- ・外部の研究者を連携研究グループ長として6名を委嘱。客員研究員206名、共同研究員85名、研究生37名、インターンシップ制10名の受入を実施。

② 若手研究者等の能力の活用

- ・外国人研究者向けの生活支援として、企画部国際室に担当スタッフを置くとともに、公益社団法人科学技術国際交流センターと契約して生活支援を実施。
- ・ダイバーシティ推進プロジェクトチームにおいて、所内で働く全ての人がその能力を最大限発揮できるようダイバーシティに関するインストラ相談窓口による対応や諸課題を解決するための具体策を検討。
- ・テニュアトラックを活用しつつ37歳以下の若手研究者を5人(任期付き研究員)を採用し研究開発力の強化等を図るとともに、人材活用方針に基づき若年者、女性、外国人の能力活用を図った。。

③ 管理部門の能力向上

- ・全所員対象の研修を11件、計6,798人が参加、特定者を対象とした研修を29件、計3,460人が参加。
- ・高度な技術(IT専門家)又は専門的な能力(翻訳)を有する高度技能専門員(契約職員)を35人配置。

④ 適切な職務業績評価の実施

- ・面接を交えた目標設定と業績評価を行い、職務上の課題に対する指導や助言を行う職務業績評価を実施。研究系職員は、環境政策対応を含めた社会貢献状況も評価の対象とし、賞与・昇給へ反映。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

第6 3. 情報セキュリティ対策等の推進

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

(1) 情報セキュリティ対策の推進

複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、情報システムにおけるゼロトラストの適用に取り組む。従来からの通信ログ監視を継続しつつ、出張や自宅就業等の所外からの利用等、多様な利用形態に対応するセキュリティ対策として、クラウドを活用した監視やエンドポイントセキュリティの強化により、所内外を問わず被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。また教育や訓練の徹底による所員の情報リテラシー向上を継続的に図るとともに、IT資産管理の徹底を図る。さらに、震災等の非常時対策を確実に行うことにより、業務の安全性、継続性を確保する。

(2) 個人情報等の管理体制の整備

個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備等を行うことにより、安全で適切な管理を確保する。

【評価軸・指標ごとの評価】

(1) 情報セキュリティ対策の推進

- 情報セキュリティ対策は適切に実施されているのか
 - ・情報システム脆弱性診断及び情報セキュリティ監査実施状況
 - ・情報セキュリティ研修、自己点検の実施状況 等

(2) 個人情報等の管理体制の整備

- 個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等を安全で適切に管理しているか
 - ・個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等管理の取組状況 等

第6 3. 情報セキュリティ対策等の推進

【項目別評定】 【B(B)】

〈年度評価のポイント〉

① 情報セキュリティ対策の推進

- ・全職員を対象に「情報セキュリティ研修」、「情報セキュリティ対策の自己点検」を実施。いずれも受講率は100%。外国人研究者、スタッフ向けに英語版でも実施。
- ・「標的型攻撃メール訓練」、最高情報セキュリティアドバイザー(CISO補佐)による「情報セキュリティ講話」を引き続き実施。
- ・CSIRT要員を対象として、実際のインシデント発生を想定した模擬訓練を実施。所外研修等にも参加し、実践的な対処方法の知見を集積。
- ・未知のマルウェアに対する検知強化のため、端末でのセキュリティ強化策として、次世代セキュリティ対策ソフトを運用し、利用場所を問わず脅威を検知するなどセキュリティ強化を図った。
- ・各種外部公開サーバにに対し、脆弱性診断ツールによる脆弱性診断を実施。情報セキュリティ監査を実施、指摘項目について適切に対応。
- ・セキュリティログ監視について、新たにエンドポイント監視用サーバをSIEM の監視対象に組み入れ、不審な動作を監視。
- ・USB接続ディバイスの棚卸しを行い適正に管理。
- ・基幹ネットワーク機器の更新にあたり端末認証及びユーザ認証といった政府統一基準に準拠した認証機能を導入し、遠隔拠点においても認証強化を図り、不正接続防止などセキュリティレベルを向上。

② 個人情報等の管理体制の強化

- ・保有個人情報等を取り扱う職員の指定や体制整備を進めた。
- ・保有個人情報等の取扱いに従事する職員等(対象1,130人)に対し、保有個人情報等保護研修を実施(受講率100%)。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

第6 4. 施設・設備の整備及び管理運用

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

良好な研究環境を維持・向上するため、施設及び設備の老朽化対策をはじめ、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改修・保守管理に努める。

また、研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分を見直す等の他、平成30年度に策定したつくば本構キャンパスマスターplanの、全体に効率的・効果的な運営を図るという理念を元に、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、整備のあり方について検討を進め、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。

【評価軸・指標ごとの評価】

- 施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているのか
 - ・施設・設備の維持管理の状況
 - ・施設・設備に関する計画的な整備・改修・保守管理状況
 - ・中長期計画の施設・整備に関する計画とおりに進捗しているか 等
- 研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか
 - ・スペースの効率的な利用に向けた取組状況 等

第6 4. 施設・設備の整備及び管理運用

【項目別評定】 【B(B)】

〈年度評価のポイント〉

① 施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているのか

- ・動物実験2棟老朽化施設他更新工事、特別高圧受変電施設老朽化緊急対策整備工事に着工。
- ・令和4年度補正予算による中央監視制御システム刷新省エネ化整備工事の設計を実施。
- ・入札不調回避のため、他の国立研究開発法人の状況を確認し見積活用方式等を引き続き実施。
- ・平成30年度に策定した「つくば本構キャンパスマスターplan」の理念の下、段階的な施設整備の第一段階として、老朽化の著しい研究本館Ⅰ・Ⅱを中心に執務室等の機能を集約した研究本館の新築計画を進め、新研究本館建設の基本方針・立地条件・規模などを規定する「基本計画」を取りまとめた。

② 研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか

- ・スペース課金制度により真に必要なスペースの規模、利用頻度の少ない機器・物件の整理・効率化の可能性を検討し、スペースの有効利用を促進。

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

勤務する者の安全と心身の健康の保持増進を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取組を行う。

(1)定期健康診断の他特殊な業務に応じた各種健康診断を確実に実施するとともに、保健指導、カウンセリングを隨時行う。また、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。

(2)人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定等職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練等各種安全・衛生教育訓練の推進等危機管理体制の一層の充実を図る。

【評価軸・指標ごとの評価】

○健康管理は適切に実施されているのか

- ・カウンセリングの実施状況
- ・保健指導の実施状況
- ・健康診断の実施状況(受診率)
- ・メンタルヘルス対策等の実施状況 等

○作業環境は適切に確保されているのか

- ・労働安全衛生法に基づく作業環境測定の実施状況
- ・作業環境における放射線量の測定状況 等

○所内教育は適切に実施されているか

- ・実験に伴う事故・災害の発生を予防する教育訓練等の実施状況(参加率)
- ・労働安全衛生に関するセミナー等の実施状況 等

第6 5. 安全衛生管理の充実

【項目別評定】 【B(B)】

＜年度評価のポイント＞

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

① 健康管理は適切に実施されているのか

- ・メンタルヘルス対策は、専門医療機関等によるカウンセリング及び臨床心理士による相談等の体制を整備。
- ・労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを全所員に実施(受検率97.2%)し、受検後の結果通知や高ストレスと評価された者から申し出があった際の面接指導等を実施。
- ・労働安全衛生法で定められた定期健康診断等の実施(受診率100%)。
- ・診断結果について産業医の意見を聴き、健康ハイリスク者に多する個別の保健指導等を実施。

② 作業環境の確保

- ・労働安全衛生法に基づき、作業環境測定を実施。
- ・電離放射線防止法規則に基づき、放射線管理区域の作業環境測定を実施したほか、震災放射線研究エリアについても作業環境測定及び空間放射線量測定を実施。

③ 所内教育は適切に実施されているか

- ・メンタルヘルスセミナーを実施(受講率:管理職向け70.7%、全所員向け36.1%)。管理職向けラインケアセミナーの受講は必須とするなど適切に実施。
- ・職場における事故発生や健康障害の防止等のため各種セミナー、教育訓練を適切に実施。
- ・消防計画及び地震初動対策マニュアルに基づき、地震・火災総合訓練を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症について、理事長を本部長とする感染症対策本部を中心に、感染対策の徹底のほか、国や茨城県の要請等を踏まえた感染拡大防止対策を講じた。速やかな状況把握や個々の状況に応じた対応や、外国人職員等への英語でのアナウンスを含む周知等、きめ細やかに対応し、集団感染の防止を図った。

第6 6. 業務における環境配慮等

【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」(平成19年4月1日国環研決定)や「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(平成31年2月8日変更閣議決定)等に基づき、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減及び適正処理、化学物質の適正管理に努める等自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。

また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。

【評価軸・指標ごとの評価】

- 業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか
 - ・環境配慮の徹底による環境負荷の低減等の状況(環境報告書の作成・公表、環境マネジメントシステムの運用状況、環境負荷の低減状況) 等

第6 6. 業務における環境配慮等

【項目別評定】 【B(B)】

評定

S, A, B, C, D(Bが標準)

【環境省評価案(国環研自己評価)】

〈年度評価のポイント〉

- 業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているのか
 - ・グリーン調達を実施する他、節電アクションプランに基づき、研究計画との調整を図りつつ、夏期のピークカットとともに通年での節電に取り組んだ結果、平成22年度比で夏期の電力消費量は69.5%、ピーク電力は69.1%に抑制し、通年での電力量も74.9%に抑制。電力・ガスのエネルギー消費量は、平成25年度比で83.1%にまで削減。再生可能エネルギー由来のグリーン電力を調達したことに加え省エネ対策の推進によりCO₂排出量は平成25年度比26.6%と大幅に削減。
 - ・環境配慮に関する基本方針における各種基本方針に基づき、電気・ガス・上水の節約、廃棄物等の排出抑制・減量化のための会議のペーパーレス化、化学物質管理システムを活用した適切な管理や、労働安全衛生セミナーを行うことにより職員教育を着実に実施。
 - ・「生物多様性の保全に関する基本方針」に基づき策定した、緑地等の保全区域や緑地等の改変を伴う事業を実施するに際してのルールに基づき、所内関係部署で協議・連携して、生物多様性に配慮した管理を行った。30by30(2030年までに陸域・海域の30%以上を健全な生態系として保全)目標達成を図ることとして、環境省が設定した自然共生サイトの認定を受けるため、つくば本構内におけるエリアに関し、構内の緑地等管理計画等を改正。
 - ・「環境報告書」を作成・公表し、業務における環境配慮の取組・成果について積極的に発信。

全体の評定

【年度評価全体の評定】【A(A)】

「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされていると判断できる。

《理由》

項目別評定について、

「第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」はいずれも【A】であるが

「第4 業務運営の効率化に関する事項」、

「第5 財務内容その他の改善に関する事項」、

「第6 その他の業務運営に関する重要事項」

はいずれも【B】。

重要度を高く設定している、

「第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」のうち「1. 環境研究に関する業務(2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進」に及び「3. 気候変動適応に関する業務」における評定【A】であること等を総合的に勘案し、また、全体の評定を引き下げる事象もないことから全体の評定を
【A】とした。